二　前号に掲げるもののほか、警察署又は消防署の近傍に存在することを原則とし、次の表の上欄に掲げる区域に所在する営業所にあつては、給油設備の規模が同表の中欄に掲げる規模及び同表の下欄に掲げる要件に該当すること。

区域	給油設備の規模	要件
［略］	［略］	［略］
北海道のうち 富良野市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四・五　［略］
［略］	［略］	［略］
［削る］	［削る］	［削る］
［略］	［略］	［略］
青森県のうち 青森市	［略］	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三・四　［略］ 五　容量九キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
［略］	［略］	［略］
岩手県のうち 盛岡市	［略］	一～三　［略］ 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　［略］
［略］	［略］	［略］
岩手県のうち 胆沢郡のうち金ケ崎町	［略］	一～三　［略］ 四　灯油のタンクの容量が三十キロリットル以上 五　［略］

二　前号に掲げるもののほか、警察署又は消防署の近傍に存在することを原則とし、次の表の上欄に掲げる区域に所在する営業所にあつては、給油設備の規模が同表の中欄に掲げる規模及び同表の下欄に掲げる要件に該当すること。

区域	給油設備の規模	要件
［略］	［略］	［略］
北海道のうち 富良野市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が四キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四・五　［略］
［略］	［略］	［略］
北海道のうち 石狩市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
［略］	［略］	［略］
青森県のうち 青森市	［略］	一　［略］ 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十九キロリットル以上 三・四　［略］ 五　容量八キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
［略］	［略］	［略］
岩手県のうち 盛岡市	［略］	一～三　［略］ ［新設］ 四　［略］
［略］	［略］	［略］
岩手県のうち 胆沢郡のうち金ケ崎町	［略］	一～三 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　［略］